蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 設立趣意書

蔵王火山は、仙台市南西約 40km、山形市南東約 15km の奥羽山脈上に位置する成層火山であり、有史以降 40 回ほどの噴火記録が残っている活火山です。特に 1227 年の噴火は噴石により人畜に被害が多数発生するなど、比較的規模が大きいものであったと考えられます。また、それ以降でも 20 回以上の噴火活動があり、1876 年(慶応 3 年)の噴火では、御釜の湖水が沸騰してあふれ、近くの温泉で保養していた 3 名が死亡しています。

現在、蔵王山の周辺は火山の作り出す景勝地やスキー場、温泉を目的に訪れる観光客が多く、観光は地域の重要な産業となっています。

山麓には宮城県白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形県山形市、上山市が広がり、東北自動車道や山形自動車道などの重要交通網が通っているため、大規模な噴火に至った場合には、これら保全対象に大きな被害を与えることが予想されます。このため、いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火に備え、早急な対策の実施が求められています。

しかし、火山噴火に起因する土砂災害を防止するための施設整備には、多大な事業費と長い期間を必要とします。このため、2007 年4月に国土交通省砂防部により策定された「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)するために「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を作成することとしました。

火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討にあたり、蔵王山の過去の噴火実績及び被害想定から被害拡大を考慮すべきであること及び火山防災および砂防に関する高度な学術的知見と行政的知見が不可欠であることから、学識経験者ならびに行政担当者から構成される「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置します。

蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1)会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の 理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議の全部又は 一部を非公開とすることができる。

2. 会議概要の公開

- (1) 蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の議事について、事務 局が議事要旨を作成するものとする。
- (2)会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (3) 閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所

以上

蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する傍聴規定

- 1. 「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」は公開とする。
- 2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす おそれがあると認められる者
 - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と 可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような 行為はしないこと。
 - (4) 傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (5) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (6) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。